令和6年2月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月20日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社オー・ティー・ビー（法人番号：3040001076933）　代表者　山下　泰司
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都江戸川区一之江8-4-5 （本社営業所）東京都江戸川区一之江8-4-5
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第10条
（６）違反行為の概要	令和5年9月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃又は料金の割戻しの禁止違反(道路運送法第10条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年2月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月20日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社南総観光バス（法人番号：8040002101223）　代表者　渡邉　吉雄
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県鴨川市天津491-1 （本社営業所）千葉県鴨川市天津491-4
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第10条
（６）違反行為の概要	令和5年10月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃又は料金の割戻しの禁止違反(道路運送法第10条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　6点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年2月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月20日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社本牧運輸（法人番号：4020002019859）　代表者　今井　由紀
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市港南区芹が谷3-1-9 （横浜営業所）神奈川県横浜市泉区中田南5-19-1他
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
（６）違反行為の概要	令和5年9月26日及び令和5年11月22日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和6年2月20日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和6年2月20日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社彩国観光バス（法人番号：1030001061161）　代表者　青木　貴彦
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県児玉郡美里町小茂田222-3 （本社営業所）埼玉県児玉郡美里町大字小茂田902-2
（４）行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2
（６）違反行為の概要	令和5年12月6日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第19条の2)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　17点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)